

宗祇書状の伝来に関する一考察

——蒐集文書と紙背文書——

末柄 豊

はじめに

応仁・文明の乱以後、京都と地方とを往還する連歌師の果たした役割は、政治・文化の両面において、きわめて大きなものがあつた。⁽¹⁾ 都鄙を行き来しながら活動する連歌師の生活様式を確立したのは、乱後斯界の第一人者となつた宗祇である。宗祇の一生は、前半生が曖昧模糊としている一方、応仁・文明の乱後の時期に相当する後半生は、宗祇自身の作品と著述、および交流のあつた人物の日記などによって、かなり明確な輪郭を有している。そして、その伝記の概要は、一九四三年に刊行された、史料の博捜をきわめ、その分析的的確さにおいて他の追隨を許さない、伊地知鉄男の名著『宗祇』⁽²⁾ によって定立され、現在に至っている。以後の研究の進展は、新たに見出された史料によるところが大きい。なかで注目すべき傾向として、宗祇自身が差出人となつた書状の利用をあげることができ、ここで興味深いのは、用いられた書状の多くが、個人の架蔵または美術館の所蔵、あるいは古書展の目録に掲載されたもので、⁽³⁾ 蒐集文書の範疇に含まれるものだということである。宗祇は著名人で、その書状は蒐集家の欲するところであり、一通単位で流通する場合が少なくなつたことのであらわれなのである。⁽⁴⁾

宗祇の書状の伝存状況については、田中隆裕の労作と呼ぶべき調査報告があり、八十四通のリストが提示されて

いる。⁽⁴⁾ そこでまず注目されるのは、このうち少なくとも三十九通が三條西実隆一人に充てられたものだということである。⁽⁵⁾ これは、それに次ぐ蒲生貞秀（智閑）の八通、近衛政家および荒木田守武の三通⁽⁶⁾ という数とくらべて、懸絶したものと言わざるを得ない。もちろん、たとえば近衛政家充の書状は田中のリスト掲載分以外に少なくとも六通を見出すことができるので、⁽⁷⁾ この数字自体は仮のものでしかない。しかし、実隆充のものもさらに相当数が見出されるから、その差がさほど縮小するとも思われぬ。

現存する宗祇の書状に占める実隆充の書状の圧倒的な多数という事態は、確かに宗祇と実隆との交流が密にして深かつたことに由来するのであろう。だが、三十九通のうち三十二通までもが、日記『実隆公記』および彼の書写した有職書『非職事雲客所役秘抄』⁽⁸⁾ の紙背文書として伝わつたものであることをかんがみれば、彼の浩瀚な日記および彼の手で書写された膨大な典籍が、近年まで子孫の手で守られ、⁽⁹⁾ 紙背文書として日常的な音信までもが多数残存した⁽¹⁰⁾、という僥倖によるものであつたとみる方がより正確である。

このように、宗祇の書状の伝存の特色としては、蒐集文書と紙背文書という一見対照的なあり方の並立があげられる。しかし、この両者には、文書の本質的効力によって選ばれ残された伝来文書として伝存し続けてきたのではないところに共通点を見出すことができる。公験たり得ない一介の連歌師の書状は、本来的には伝来文書のなかに位置を占めるべきものではなかつたのである。⁽¹¹⁾

以上のような状況を踏まえ、本稿では、いま少し詳細に宗祇の書状の伝存のあり方を検討することにした。これによって、宗祇の伝記研究の素材をわずかながらも豊かにするとともに、中世の著名な人物の書状が以後の時代においていかに扱われて現在に及んだのかということを考えてみたいからである。そして、後者の論点を深めることで、本来の文書群から離れ、史料としての扱いの困難になつた書状を利用する際、参照すべき事例の一つたらんことをも期している。

一 『北野拾葉』 所載宗祇書状

田中のリストには、三条西実隆充以外のもので紙背文書として伝存した書状は見えていない。しかしながら、宗祇と交流があり、日記の自筆原本あるいは書写にかかる典籍が残っている者であれば、実隆の場合と同じく、紙背文書のなかに宗祇の書状が少なからず残っているのではないかと考えられる。

すると思いつくのは、北野社祠官松梅院禪予である。⁽¹²⁾ 禪予が院主であった松梅院は、將軍御師をつとめるなど、北野宮寺のなかでひときわ有力な坊舎であった。⁽¹³⁾ 北野連歌会所とのかかわりも深く、禪予の日記（以下、『禪予記』と称す）には宗祇の名が数多く見えている。『禪予記』を含む松梅院の日記記『北野社家引付』の大部分は、すでに竹内秀雄・山田雄司の手によって、『史料纂集 北野社家日記』として刊行されている。⁽¹⁴⁾ ただし、紙背文書の翻刻はまったくなされていない。

『北野社家引付』の原本のほとんどは、筑波大学附属図書館および北野天満宮の二ヶ所に所蔵され、⁽¹⁵⁾ 東京大学史料編纂所（以下、史料編纂所と略す）は双方の所蔵分について写真帳を架蔵している。⁽¹⁶⁾ しかしながら、袋綴冊子という形態なので、綴じをはずして紙背文書まで撮影してあるのは前者の所蔵分に限られる。そこで、前者の所蔵分について『禪予記』の紙背文書を検索してみると、最奥に「種玉庵」の文字だけを載せる裏紙一紙こそ残っているものの、このほかに宗祇の署名を載せる書状はまったく見当たらない。筑波大学附属図書館には、『禪予記』以外にも禪予の書写にかかる記録類が少なからず所蔵されているが、その紙背文書にも宗祇の書状を見出すことはできない。宗祇の後任として宗匠になった兼載の書状は、『禪予記』の紙背文書に限っても五通が見えており、彼我考え合わせると不思議の感を禁じ得ない。

では、松梅院禪予に充てた宗祇の書状は、禪予によって翻されて日記あるいは記録類を書写するための料紙に用いられることがなかったたのであるうか。もちろん、そんなはずはない。刊本に付された竹内の手になる解題によれば、出典は明記されていないが、『禪予記』について「宗祇・兼載・細川殿などノ状之裏ニ禪予書置被申候、于今其証文有之、」あるいは「宗祇・兼載ノ裏共ニ書而有之、」という記述の存在したことが知られるから、宗祇の書状も兼載のそれと同じように紙背文書として少なからず見出すことができるはずなのである。

宗祇と禪予との交流が最も頻繁であったと思われる宗祇の宗匠在任期間は、長享二年（一四八八）三月二十八日から翌年十二月初旬までのおよそ二十ヶ月である。そのうち『禪予記』の現存するのは十六ヶ月で、筑波大学附属図書館および北野天満宮にそれぞれ八ヶ月分が所蔵されている。したがって、北野天満宮所蔵分の『禪予記』の紙背文書に宗祇の書状が多数残されている可能性もあり、宗祇の書状が見当たらなかったのは単なる偶然と考えることもできる。しかし、筑波大学附属図書館所蔵の『禪予記』および禪予の書写にかかる記録類の紙背文書に宗祇の書状が見当たらない理由は、それだけではないように思える。

『北野拾葉』という江戸時代後期刊行の版本⁽¹⁸⁾のなかに、「宗祇文⁽¹⁹⁾松梅院蔵真写」という傍書が付された、以下のよう
な松梅院充の宗祇書状が模刻されている。⁽¹⁹⁾

年来御床敷存 つる処、今度参会候、本望無極候、毎 憑存計候、

一 昨日之入御、誠以恐存候、殊不寄存御芳志迷惑仕候、雖然増無骨存候間、応御意、将又懐紙昨夜到来候、御奉納可為大慶候、持参可申処、今日於香川宿所一座候間、悴者^(元景カ)□□^{コノ間敷}進之候、如何様可参申入候、

恐惶敬白、

卯月八日

（切封ツハ書カ）

宗祇（花押影）

種玉庵

この書状については、すでに棚町知弥が、長享二年のものであることを明らかにしている。⁽²⁰⁾つまり、宗祇が北野連歌会所で宗匠開きの連歌を張行した翌日の長享二年四月六日、禅予が三百疋を持参して宗祇の許を訪れたものの、宗祇は種々問答のすえ、ようやく百疋だけを受け取ったことが、『禅予記』に記されており、この訪問に対する礼状だったことが知られるのである。

北野社の宮仕光乗坊から出て天台宗の碩学となつた法印権大僧都宗淵（一七八六～一八五八）は、菅原道真および北野社に関する記事を諸書に博搜して『北野文叢』全百冊を編み、天保十二年（一八四一）、その抜萃を『北野藁草』十冊として版行した。その際、附録画像集として『北野藁草図書』四冊とともに版行されたのが『北野拾葉』一冊である。⁽²¹⁾同書は、北野社が連歌の神でもあつたことから、連歌関係の資料を集めたもので、宗祇については、書状のほか、人麿見立ておよび旅騎姿の二種の肖像画の模写などを載せている。書状の端に注記された「松梅院蔵」という文言は、この書状が宗淵在世のころ松梅院に伝存していたことを示し、「真写」の語は、精確に臨模したことを意味するものであつたと考えられる。

『北野拾葉』は、宗祇書状の前後にも「松梅院蔵」の文書の模写を収めている。直前に載せるのは、松梅院に充てた十二月二日付室町幕府奉行人松田丹後守長秀書状である。これについても棚町は、『禅予記』延徳元年（一四八九）十二月二日条に「就宗匠事、為当坊可然仁躰可注申候、御所様可被合御点由、勢州意見由、松田長秀書状在之、」と記されている書状そのものであることを明らかにしている。⁽²²⁾北野社別奉行であつた松田長秀が、宗祇の宗匠辞退にもなう後任の選定について、禅予からの推挙があればそのまま義政が承認するであろうという、伊勢貞宗の観測を伝達したものであつた。

松田長秀の書状ということであれば、禅予の手になる『北野宮寺公文得分注文』⁽²³⁾（筑波大学附属図書館所蔵）に挟み

込まれてある、以下のような記載を持つ小紙片にも注意を払う必要がある。

此七月七日より九月九日迄之分数紙数二枚ノ裏、兼載当所連歌会所奉行職被仰出候一条之十二月十三日付ケ之書状、文政十年春禅恒見出し申候故、抜出し一軸ニ仕也、依之此二枚補筆申置もの也、

ここに見える書状は、すでに竹内が指摘しているとおり、⁽²⁴⁾日付が一日ずれているものの、『禅予記』延徳元年十二月十四日条に「宗匠事、今日相定兼載由、自松丹書状在之、珍重々々」と記されている松田長秀書状のことだと考えざるを得ない。つまり、文政十年（一八二七）の春に至って、禅予の書写した記録から、その裏面に兼載の宗匠就任を伝える長秀書状の存在する二丁が抜き取られたことになる。とすれば、宗祇の辞任にもなう後任の宗匠を話題とするものであつた『北野拾葉』所載の松田長秀書状も、同様の来歴を持つものであつた可能性が高いのではなからうか。⁽²⁵⁾

そして、右の想定は、『北野拾葉』が宗祇書状のつぎに載せる、五月四日付北梅（北野松梅院）充兼載書状（前欠）について確かめることができる。この書状の原本は、『大口鯛二氏旧蔵文書』として『大日本史料』永正七年（一五一〇）六月六日第三条「連歌師猪苗代兼載歿ス」の綱文のもとに掲げられており、金子金治郎が兼載の人となりを示す史料として注目したものであつた。⁽²⁷⁾史料編纂所には、『猪苗代兼載書状（大口鯛二氏旧蔵）』として台紙に貼付された写真一葉が架蔵されている。⁽²⁸⁾これを見ると、『北野拾葉』は行間こそ若干縮めてあるものの、字形・字間ともきわめて正確に模写していることがわかる。しかし、より重要なのは、掛幅装に仕立てられていること、および裏面に一つ書き形式の書面が存在すること、以上の二点を見て取れることである。つまり、かつて二次利用され紙背文書になっていたものが抜き出されてふたたび翻され、表装のうえ掛物として鑑賞されるに至つたものだと思われるのである。松梅院充であること、および二次利用面の書式が『禅予記』や禅予の書写した北野社関係の記録に多く見える一つ書き形式を有していることからすれば、『禅予記』あるいは禅予の書写した記録類の紙背文書であつたこ

とは疑い得ない。

これによって、『北野拾葉』に載せる松梅院蔵の室町時代後期の文書には、もともと『禅予記』または禅予の書写した記録類の紙背文書であったものが、江戸時代に至って抜き出されたものを含んでいたことが明らかになった。してみると、さきに見た書状も、元来は『禅予記』または禅予の書写した記録類の紙背文書だったと考えた方がよいように思われるのである。

また、筑波大学附属図書館所蔵『北野神社文書』は二紙一通の兼載書状を収めるが、その裏面には文安二年（一四四五）における北野社の遷宮に関する記録の断簡が載せられている。⁽²⁹⁾これも、本来は紙背文書だったのである。この書状のあり方も、時間の経過に伴い、禅予の書写した記録類の紙背文書が二次利用面以上の価値を認められ、本来の冊子から抜き出されて表裏を再逆転するに至る場合の少なくなかったことを示すものだといえよう。

二 『岩井武俊氏所蔵文書』所収宗祇書状

宗祇の書状をさらに探してみると、京都大学国史学研究室架蔵影写本『岩井武俊氏所蔵文書』につきのような書状を見つけ出すことができた。⁽³⁰⁾

御千句誠以千秋万歳目出度存候、明日まで祇候申度候へとも、身か式御免事候間、^(行方)不非自由候、何方へも能々御礼申てたひ候へと、兼載へ仰候て可給候、又御こし過分至候、いかさま以参御礼可申入候、恐惶敬白、

十二月廿六日

宗祇（花押）

充所たる人物のもとで千句連歌が行なわれ、兼載がその場で諸方面に礼を述べる立場にあったことが知られる。宗祇は自らの祇候しない理由を「身か式御免事」に求め、充所たる人物に対して兼載にアドバイスを与えてくれる

ように依頼している。以上の点を勘案すれば、兼載が宗祇から宗匠を引き継いだ直後のものと判断され、「御免」とは宗祇の宗匠辞任に対する幕府の承認を指すと考えられる。兼載が宗匠になって間もない延徳元年十二月二十五日から二十七日にかけて、北野社では病床にあった前將軍足利義政の平癒祈禱のために千句連歌が催され、兼載がこれを捌いている。⁽³¹⁾日付および状況の一致からすれば、この時の書状だと知られる。文中の「御こし」の文言は、『禅予記』同年十二月二十一日条に「宗祇へ罷出也」と記される禅予の宗祇訪問のことだと考えられるので、禅予充のものともてよい。書札礼的にも、『北野拾葉』所載のものと書止文言「恐惶敬白」が一致しており、この比定の裏付けとなる。⁽³²⁾

そして、影写本『岩井武俊氏所蔵文書』は、書状の裏面として以下の記録断簡を収めている。

一、文安元年卯月十一日、山門訴訟、西塔領出雲国仁在之、御教書等連々雖被成之、守護京極方依不渡令閉籠、十二日酉時当社閉門ニ云々、

二、同十三日巳刻、当職侍所京極諸勢令乱入社頭内、長床女津戸経仁押寄、西京神人等可⁽²³⁾捕造意候処、則経蔵仁懸火切テ、於京極一番勢令切立、広庭ノ柏榛木ノ本ニテ相戦、或腹切夕者在之云沙汰在之、

御神躰ヲハ、御殿代禅宣・執行継能一社奉懐御興以下御舍利等奉納松梅院也、但僧坊不可然由令衆議、後戸神社仁御興ヲ出申、御神体等数中ヲ切退入奉、祠官守護申、御興者宮仕等奉守護、西時西ノ庭二経会ノ御興飯屋ヲ立テ、御神躰同御興ヲ移申、諸祠官・宮仕物具ヲシテ守護申、公方ノ御勢武田ナト西面ヲカタム、

三、同十三日酉時、飯尾肥前方ヨリ可然雜掌両人^(管)官領江可参由申間、禅宣・小畠入道剛珍・渡辺^(信賢)後

北野社および西京が悉く焼亡に及んだという、いわゆる文安の麹騒動に関する記事である。この事件については小野晃嗣が、主に『康富記』と『建内記』を用いて経過を明らかにしている。⁽³³⁾この記録断簡の述べるところと齟齬するところもあるが、小野の研究によって確認しておこう。西京の北野社神人は、北野社さらには山門の威をかりて、

嘉慶元年（二三八七）室町幕府から麹醸造の独占を認められ、応永二十六年（二四一九）には、洛中辺土の麹室を破却させるといふ成果を勝ち得た。しかし、洛中河東の酒屋は幕府から麹醸造の認可を得るべく、却って山門と結ぶところとなる。文安元年四月七日、山門西塔の衆徒が山上に閉籠して強訴を行い、幕府がこれを容れる方向に傾いたため、今度は逆に西京神人が北野社の社頭に閉籠するに至った。すると幕府は、閉籠中の神人を捕縛するため、同十三日侍所頭人京極持清らを派遣した。その結果戦闘に及ぶと、神人は社中に火を放ち、社殿は炎上、周辺にも類焼して「西京悉焼亡」といふ状況が現出されたのである。³⁴

この文安元年四月の事件に関する記録が書写されたのは、書状が紙背文書として存在していることからみて、延徳元年十二月二十六日以後だと考えなければならぬ。実は、書状が書かれてからおよそ三ヶ月後の延徳二年三月二十一日、北野社の社殿はまたも焼失した。これは、同月十七日土一揆が社頭に閉籠したため、細川政元が軍勢を派遣して包囲させたところ、二十一日に至って土一揆側が社中に放火したことによるものであった。³⁵その復旧に際し、禅予が先例のひとつとして文安元年の炎上に関する記録を書写し、料紙のうちに書状の裏面を用いたとみれば、表裏の年月日の関係を矛盾なく理解できる。したがってこの一紙も、紙背文書の宗祇書状を取り出すべく、禅予の手になる記録から抜き出されたものであったと考えられる。

『岩井武俊氏所蔵文書』は個人の蒐集になる文書であるが、蒐集文書中に禅予の書写した記録類の紙背文書が見出せる事例としては、ほかに『竹内文平氏所蔵文書』三に収められたつぎの文書をあげることができ³⁶。

送進 要脚之事

合参百足

右、為常徳院殿御香銭、所令送進納申之状如件、

長享二年卯月廿六日

松梅院
禅予（花押）

鹿苑院
納所禅師

ちようご一ヶ月前の長享三年三月二十六日、六角高頼征伐のため近江に出陣中であつた將軍足利義熙（初名義尚）は、鉤の陣において病没した。この文書は、相国寺で行なわれた仏事の費用として三百疋を進納する際の送状である。花押が据えられており、これだけを見れば、送られて相国寺鹿苑院に残った正文だと解してしまう。しかし、この文書の裏面には以下のような記録断簡が見えているのである。

前 并禅融法眼折紙申者也、然此両通謀書之旨見分之、言語道断次第也、

「北野宮寺大工職之事、毎年無相違拾伍石分爲給分、左衛門尉成祐弘可令領掌之旨、依御下知執達如件、

永享十年
八月六日

（飯尾爲種）
永祥在判
（飯尾爲行）
真妙

北野大工
左衛門尉成弘方

但号正文、折紙二御ノ字落也、

「北野宮御大工職給分事

合拾伍石者、但此内拾石者、造宋方分、五石者、自丹波之国舟居庄贄村之分、

右、如先々毎年可令下行之状如件、

八月十一日

禅融判

就就謀書之段分明也、言語道断次第也、於奉行所一段可糺明者也、若謀書実者、後

北野宮寺大工職の給分をめぐる謀書事件の記事であり、鹿苑院において筆録されたものではない。やはり、この記録断簡も禅予の手になるものだと考えるべきであろう。するとこの送状は、『禅予記』の紙背文書に数多く見

えている、花押まで据えられてある禪予自身の発給文書草案の一例だったということになる。つまり、『禪予記』あるいは禪予の書写した記録類からは、宗祇や兼載の書状のみならず、禪予自身の書状等の草案までもが引き抜かれて、巷間に流出していたのである。

さらに、『弘文荘待賈古書目』二十五号（一九五五年）に載せる、つぎの宗祇書状にも注目すべきである。

明智父子指合之事無念候、（賴連・政宣）桜井事者、今日暮候間、遠路之事候間、難申尽候、（基佐）寿官（大宮長興）など被參候哉、人数は如何にもまかせられ候て、可有御沙汰候、恐々敬白、

十月五日

宗祇（花押）

宗祇が連衆を集めるべく尽力していることを報じ、参会の人数については当方にお任せあれと述べている。具体的には、明智頼連（玄宣）・政宣父子は他に用事があつて不参で、桜井基佐は今日中の連絡は困難、大宮長興（寿官）らに参加するだろうとのことである。「今日暮候間：難申尽候」という文言からすれば、この日のうちに急いで連絡をとる必要があつたものと思われる。すると、連歌の張行は翌日であつた可能性が高い。そこで、十月六日に宗祇が張行した連歌ということと調べてみると、延徳元年北野社でのそれがあつた。『禪予記』十月五日条に「宗祇今朝来臨也、明日一座興行由、自今日相触也」と見え、五日の朝から連衆を集めており、書状に窺える慌ただしさに対応する。書状は、この日の夕方禪予に状況を報じたものだと考えられる。『禪予記』十月六日条には連衆の名と三物とを載せており、明智父子・基佐の名は見えず、長興が参加している。やはり書状は、延徳元年十月五日、禪予に充てられたものであつた。

『弘文荘待賈古書目』の解説に「裏に文字あるを削つて一幅に装して居る。」と述べており、裏面に一つ書き形式の書面が存在したことがみてとれる。もともとは『禪予記』あるいは禪予の書写した記録類の紙背文書だったのであろう。「文字のあるを削つて」というのは、『岩井武俊氏所蔵文書』所収宗祇書状および『竹内文平氏所蔵文書』

所収禪予料足送状草案のように、二次利用面の残っているものの存在を考え合わせると、相剝ぎではなく、裏映りを減じて見栄えをよくするための所為だと思われる。

前章を含めてここまで三通の松梅院禪予充の宗祇書状をみてきたが、本章で扱った二通は、元来『禪予記』あるいは禪予の書写した記録類の紙背文書であつたと判せられ、前章でみた一通についても、その可能性が大きかつた。つまり、後世に至つて裏面に隠れていた宗祇書状の価値が認められたことで、冊子から抜き出され、ときに掛物に仕立て上げられていったのである。このことは、千利休が「黒木の文」と呼称された宗祇書状を愛玩したことを承け、宗祇書状が茶掛として珍重されたこと（38）と無関係ではあるまい。そして、このような動きこそが、『禪予記』および禪予の書写した記録類の紙背文書に宗祇書状の見当たらない理由の一斑をなしていると思えてならないのである。

三 竹内文平氏所蔵宗祇書状

では、紙背文書であつた宗祇書状が冊子から抜き出されたのは、松梅院禪予充のものだけのことであるうか。答えは否である。史料編纂所に写真を架蔵する竹内文平氏所蔵宗祇書状（39）も、掛幅装ながら、裏面に書面の存在することがみてとれる。

宗坡方への仰事心得申候、

御書添存候、古今御本先度御校合再三御座候上は、愚身拝見仕候に不及候、雖然拝見望候間、方々候て進上可申候、奥書之事は大有間敷御事候、将又源氏御本の事、花のえむなとより明石辺まで可被下候、若衆共に少つ々講尺仕候へ共、未まではよむましく（第一紙）存候間、如此申候、可然之様可預御披露候、恐々謹言、

八月十三日

宗祇（花押）

〔切封ウ八書〕

〔墨引〕

自然齋

中沢殿進之候

宗祇

充所の中沢は三条西家の青侍中沢新兵衛尉で、この書状は三条西実隆充のものである。宗祇は、実隆から『古今和歌集』の写本に校合および奥書を加えることを依頼され、校合については引き受けたものの、奥書を書くのは滅相もないと断っている。また、若い弟子たちに『源氏物語』を講義するため、花宴から明石まで六帖の写本を所望している。そして、田中隆裕によれば、自然齋の号の初見は明応七年（一四九八）二月であるから、それ以後のものである可能性が高い。以上の点を念頭において、『実隆公記』を検索すると、明応七年八月十三日条に、宗祇が実隆の許を訪れ、「此間宗祇於草庵源氏物語講談之由」を語っていることを見出すことができた。そして、同月六日条には、実隆が飯尾元行所持の堯孝法印本を以て、『古今和歌集』の校合を行なったことが見える。さらに、同月十七日、懇望の末ようやく宗祇がこの本に奥書を記すことを諒承し、翌日早くも奥書を加えて持参したことが、それぞれの条に記されているのである。書状は明応七年のものであった。

裏面の書面は、裏映りする墨痕によって判読したところ、『公卿補任』崇徳天皇保延二年（一一三六）条末尾の非参議従三位源有賢と同藤原家成の項および翌保延三年条現任公卿の分であることがわかった。『公卿補任』崇徳天皇の分については、『実隆公記』明応八年四月二十九日条に「公卿補任三条・六条兩代分終写功、朱書等校之了」と見える。それを半月ほどさかのぼる同月十三日条には、「公卿補任三条・六条兩代分終写功、朱書等校之了」とあり、このころ実隆が崇徳天皇の分を含む院政期の『公卿補任』を書写していたのを知ることができる。すなわち、書状は送られてからおよそ半年のうちに、翻されて『公卿補任』の料紙に用いられたのであった。そして、それがいつのころか、冊子の綴じのうちからはずされ、掛物として鑑賞に供されるに至ったわけである。

また、『思文閣古書資料目録』一六八号（二〇〇〇年）に載せる掛幅装の宗祇書状も、裏面に書面こそ存在しない

が、紙面中央に折目痕があり、袋綴冊子装の書物の紙背文書であった可能性が高い。

〔端裏捻封ウ八書〕

自然齋

遊被下候色紙之内、

我道をまもらは君をまもらん

まもらんとかやつに存候、もしさもおほしめされ候者、以前色紙之内にて遊可被下候、地は白かるへく候、被遊候を進上申候、恐々謹言、

卯月一日

宗祇（花押）

充所たる人物に対し、宗祇の依頼で書いた色紙のうち、「我道をまもらは君をまもらん」とあるうちの第三句を「まもらん」と改めたうえで、再度色紙をしたためることを求めたものなのである。宗祇が地方に下向するに際し、天皇や貴族たちの手になる色紙・短冊を土産として持参したことはよく知られており、知己たる貴顕に充てた書状だと思われる。もちろん、これだけでは、一体誰に充てたものなのか確定することはできない。しかし、『実隆公記紙背文書』（明応七年四月五日至八日、同二日至四日裏）につきのような宗祇の書状が存在している。⁴²⁾

昨日申上候色紙之残にて、何にてもあそはし被下候様に御申可畏入候、

態尊書殊以忝存候、彼まもらんは、さる人昨日申候つる間、愚意もつよき心なく候て、さもやと申候き、御説言悟道^{〔語〕〔断〕}新候、なんは下知にては、誠に我道をまもるの理もつすく成候、返々心よはさ是のみならず候、明日は天氣定而可然候はん哉と存候間、可罷立候、ひる可致参上候、次に此外題、兩人同宿小古今を書候て、外題之望を申候、あそはし被下候者、忝可存候、此由可然やつに御披露可畏入候、返々ひる以参上可申上候、恐々謹言、

〔明応七年〕
卯月一日

宗祇（花押）

〔切封ウ八書〕

自然齋

中沢殿進之候

宗祇

「まもらなん」とする方が正しいというのは、昨日「さる人」が言ったことで、宗祇自身も深く考えることなく、そうかも知れないと思って述べたに過ぎないと弁解している。書状に対し、歌意を詳述して「まもらん」の正しいことを主張した返事を認めたところ、それをつけて送られてきたのが書状であったとみてよからう。したがって、書状も実隆充であり、実隆の書写にかかる典籍の余り紙あるいは裏表紙に用いられていたものが、抜き出されて翻されたものだと考えることができる。

『実隆公記』明応七年四月二日条に「宗祇法師来、明日可令下向江州云々、古今集銘……色紙六枚依所望書遣之」とあるので、宗祇は近江に下向する際の土産として実隆に揮毫を依頼したのだと思われる。また、三月二十九日条に、「宗祇法師来、(中略)及晩色紙卅六枚(藤原・藤原)、定家・隆興(定家・隆興)、依宗祇所望如形染筆、(藤原・藤原)翌三十日条に「色紙遣宗祇法師了、(藤原・藤原)と見えるので、定家・家隆・良経という三人の新古今歌人の詠歌十二首ずつを三十六枚の色紙に書いたもののうちの一枚が問題になっていたこともわかる。とすれば、この一首は、定家の詠「わが道をまもらば君をまもらんよはひはゆづれ住吉の松」、『新古今和歌集』739番)である。第三句を「まもらなん」に作る本も存在するので、両人の所持した『新古今和歌集』が系統を異にしていたということになる。それとともに、土産用の揮毫中の一句であってもゆるがせにできなかった、両人の真摯さを見てとるべきかも知れない。

実隆充の宗祇書状のうち、現在根津美術館に所蔵されている一通は、紙背文書ではないが、伝来の点からみて頗る興味深いところがある。

(端裏捺封ハ書) 中沢殿

宗祇

なにか世を(脱)うはらかた(脱)ちし(脱)けくとも道あるかたはとちもはてしを

彼状進上申候、か様の事候さへしらぬ世のむかし恋しく存候、(前柄)夢庵此事にたに御心尽之由を可申入候、可然之

様可預御披露候、恐々謹言、

七月三日

宗祇(花押)

宗祇が閉塞感を詠んで厭世的な述懐を洩らし、肖柏も同じことで心を痛めている旨を述べる。また、書状の簡略さから、宗祇の在京時で実隆との往来の頻繁であったときのものと考えられる。そのうえで日付に注目すれば、『実隆公記』明応四年七月三日条に「抑依新撰集事、兼載以伯(志富王)二位有掠申上聞之子細、宗祇法師迷惑之由相談之間、(44)と見えることが相当するであろう。このころ『新撰免玖波集』の編集は最終段階にあり、細川成之(慈雲院道空)の入集句数を契機に、撰者内で宗祇と兼載との対立が生じていた。兼載はこれよりさき、後土御門天皇の近臣神祇伯忠富王を通じて奏聞し、自らの主張を通さんとしていたのである。これを聞いた宗祇の「迷惑」つまり困惑を記したのも、書状であった。

書状(45)には、戦国時代から安土桃山時代にかけて活躍した連歌師紹巴の手になる、以下のような添状が付属している。

此宗祇判形一札者、三条西殿内府実隆(通)進上者也、従同右府公条(称名院殿)予御附属之後、新撰免玖波集作者石井了派(滋久)孝子莫帖(英估)、連歌相統之間与之畢、去大乱紛失云々、頃求出秘藏不浅、一覽之次記之而已、

于時天正十一年仲夏下旬

紹巴(花押)

さきの宗祇書状は、実隆の子公条から紹巴に与えられ、のち紹巴が石井(滋久)了派(英估)の子英估に譲ったものだといい、紹巴が公条から与えられたのは、公条の没する永禄六年(一五六三)以前のはずである。つまり、宗祇の死から五十年ほどを経て、連歌師の間で宗祇の書状が珍重されていたことが知られる。そして、連歌師たちの欲求は、実隆充宗祇書状を三条西家の門外へ出すことにさえなったのである。

広島大学文学部所蔵(猪熊信男氏旧蔵)『諸状集』(47)其一は、荒木田守武充の宗祇書状一通(48)(ただし、ともに写し)を収

めるが、その二通に続いて北野社の宮仕から出て北野学堂の初代宗匠となった連歌師能順（一六二八―一七〇六）の手になるつぎのような覚書が貼り継がれている。

我等求候宗祇筆跡如此ノ物二候 無類成物二而候、冥加至極とうれしく候、老後一物ノ望も無之候得共、是計八年來之望、一日成共掛物二して見申度願申候処二相叶候、近比々々悦事二而候、以上、

手向の心二

能順

身こそ露濯ぬや其の名世々の秋

年来宗祇の筆跡を求め、入手すれば掛物として愛玩すべき望みを抱いていたが、ここに叶ったと述べる。江戸時代において、宗祇の書状が茶掛として珍重されたほかに、連歌師ついで俳諧師の間でも賞翫されたことは確実である。

また、さきの書状は、久我家の所蔵にかかる、臨模による古筆手鑑『古筆写』⁽⁴⁹⁾にも収められている。同書所収の二条為氏懐紙は、寛文四年（一六六四）鳥津家所蔵の懐紙から抄出したものだと記す。また、宗祇書状の直前に載る久我通光懐紙には、「右八了雪老所持也、」と注される。古筆了雪は延宝三年（一六七五）六十四歳で没しているから、同書の成立は寛文・延宝年間と考えられる。そして、「山形右衛門大夫所持之文ナリ、」と記す同書の注記によつて、書状は、そのころ日野家諸大夫山形宗堅の所蔵に帰していたことが知られるのである。

宗祇書状が古筆蒐集家からも注目されるものであったことは、右の『古筆写』に載せられていることから明らかである。実際に、古筆手鑑にして宗祇の書状切を収めるものは、陽明文庫所蔵『大手鑑』⁽⁵⁰⁾をはじめ、高松宮家旧蔵『手鑑』⁽⁵¹⁾、荻野惣次郎氏所蔵（長府毛利家・保阪潤治氏旧蔵）『手鑑筆陳』⁽⁵²⁾など多数にのぼる。なかで、『手鑑筆陳』所収の宗祇書状には、琴山印を捺す極札があつて「宗梅代筆尊礼先以畏入存候判形連歌宗匠宗祇」と書き載せられている。右筆の名まで特定されるほど、宗祇の筆跡は賞翫されていたのである。宗祇書状を各家から巷間に流出させ、紙背文書からの抜き出しまで行なわれた力は、このような種々の需要に発したものであったと考えられる。⁽⁵³⁾

おわりに

江戸時代において宗祇の書状が広く求められたことは、この時代の代表的な蒐集家たる大名家に所蔵されていたことの確認できる事例の少なくないことから窺われる。たとえば、『新選菟玖波集』の巻頭歌について改作を求めたものとして奥田勲の注目した卯月二十日付兵衛充書状は、常陸水戸藩主徳川家の旧蔵であった。⁽⁵⁴⁾このほか、安芸広島藩主浅野家⁽⁵⁵⁾、肥前平戸藩主松浦家、紀伊田辺藩主安藤家⁽⁵⁷⁾、あるいは田安徳川家⁽⁵⁸⁾などにも所蔵されていた。⁽⁵⁹⁾宗祇の筆蹟は、江戸時代においてさまざまな要因から珍重されたため、三条西実隆あるいは松梅院禅予が翻して日記や典籍の料紙に用いた書状まで抜き出され、掛幅装に改められることが少なくなかった。これはひとり宗祇に限らず、多くの著名な人物の書状の伝存について起こり得ることであつたが、一介の連歌師たる宗祇の場合、その書状に伝来文書として残されたものが少なく、広範な需要を満たすには紙背文書の再生に頼るより仕方がなかったという側面も大きかつたはずである。さきに述べたように、宗祇の書状の伝存の特色として、蒐集文書と紙背文書というあり方の並立をあげることができたが、両者には密接な関係があつたのである。

古筆手鑑に収められた書状切を含めて蒐集文書のなかの文書は、著名人の筆蹟を珍重して集めたものが相当部分を占めるが、ことを特定の個人の書状に限れば、それぞれの出所はさほど多岐にはわたらないことが普通であつたに違いない。宗祇の場合、三条西家・近衛家・松梅院そして蒲生家に由来するものが多いようである。とすれば、著名人の書状は、蒐集文書を横断的に検索して、かつて存在した文書群を構想する際には有効な指標になる可能性があるが、その網羅的検索は、単に当該人物の伝記研究の素材を発掘するにとどまらない意義を有していると考えられる。本稿において宗祇の書状をとりあげた所以のひとつである。

〔註〕

- (1) 拙稿「連歌師の旅」、『歴史と地理』五〇五号、一九九七年。
 (2) 青梧堂刊行。のち『伊地知鉄男著作集』(汲古書院、一九九六年)に収録。
 (3) 金関丈夫、「新撰菟玖波集作者部類の成立過程を示す宗祇の自筆書状」、『連歌俳諧研究』三号、一九五二年)は自身の所蔵にかかる書状を、金子金治郎「宗祇の父と母」、『国語と国文学』七二巻七号、一九九五年、のち同『連歌師宗祇の実像』(角川書店、一九九九年)に収録)は、『三都古典連合会展観入札目録』(一九六六年)所掲の書状を、田中隆裕「九月朔日隈江殿充宗祇の書状をめぐる」、『中世文学』四〇号、一九九五年)は群馬県立近代美術館所蔵の書状を、それぞれに検討の対象としている。

(4) 田中隆裕「宗祇書状の伝存について」、『連歌俳諧研究』八九号、一九九五年)、同「新出の寿官充宗祇書状について」付宗祇書状伝存リスト稿(続)、『同前』九四号、一九九八年)。なお、リストの13と59とは同一文書であり、さらに目撃談のみを根拠に掲出したため、重複の可能性があっても検証できないものもあるので、正確には八十三通以下ということになる。

(5) 田中は三条西実隆充を三十七通とするが(リストの2、8、10、12、14、15、24、27、29、39、41、45、49、51、55をカウントしたのである)、ほかに23および61も実隆充である。23(後註54も参照)が実隆充であることは、すでに拙稿「書評と紹介奥田勲著『宗祇』」、『日本歴史』六二二号、二〇〇〇年)のなかで述べた。また、61(『昭和五十八年古典籍下見展観入札会目録』および『思文閣墨蹟資料目録』一一六号(一九八三年))はつぎのような書状である。

御懷紙、十二、
 双紙、二帖、
 東山殿、
 同一帖、上様、
 以上一合

御製一卷進上申候、又御台様の箱返進申候、將又厚様五帖進上申候、田舎のつゝみなから候へく候、紙いかゝ候覽存仕候、箱共進上申候、可預御心得候、恐々謹言、

五月廿七日

宗祇(花押)

『実隆公記』明心四年五月十四日条に「御台御連歌并慈照院殿御連歌一合自禁裏被下之、および翌日条に「御台御連歌以使者消息相副消息遣之」とあり、後土御門天皇が実隆に対し、日野富子および足利義政の連歌を収めた箱一合を送付し、実隆がこれを宗祇に転送したことが知られる。右の書状に返却のことが見えている、「御台様の箱」がこれであろう。また、同月十九日条に「直

参内、今日当番也、〔於此〕常御所種々御言談、今度連歌集所奉撰人之御製一卷持参之」とあり、『新撰菟玖波集』(この時点では書名未定)に収録が予定される後土御門天皇の連歌をまとめた一卷を、実隆が同天皇の許に持参したことがわかる。この一卷こそ、右の書状に「御製一卷」と記されるものに他なるまい。したがって、右の書状も実隆充といふことになるのである。(6) 田中は近衛政家充を四通とするが(リストの23、50、56、69をカウントしたのである)、前註5でもふれたように、23は実隆充であつて政家充ではない。

(7) 陽明文庫所蔵『大手鑑』下裏所収六月十六日付進藤充(近衛通隆・田山方南監修)近衛家伝来国宝大手鑑(淡交社、一九七一年)、陽明叢書国書篇『一五(思文閣出版、一九七八年)、古筆手鑑大成』一一(角川書店、一九九三年)、陽明文庫所蔵(二〇三九四、二〇三九五)卯月三日付・年月日欠進藤筑後充・閏十月二十七日付(以上三通一巻、東京大学史料編纂所)以下、史料編纂所と略す)架蔵写真帳、『近衛文書書状篇』五七所収、なお三通目のみ展覧会図録『近衛家陽明文庫名宝展』(五島美術館、一九六七年)にも所載)、センチユリーミュージアム所蔵十一月九日付進藤充(展覧会図録『中世文化圏の人々』その書と個性)、『同館、二〇〇〇年)所載)、京都国立博物館陳列(二〇〇二年三月)二月二十四日付進藤筑後充。なお、は宗祇が政家に対して古今伝受の口決面授を行った日のもので、つぎのような書状である。

今日祇候仕候て色々申上候、本望満足余身存候、やかて其へ可参存候処、不慮二人尋事候間罷歸候者、即御詠被下候、忝存候、可然之様可預御心得候、不思議之瓦礫如何候と存候へ共、〔第一紙〕忝まゝに如此候、是を御進上などは有間しく候、猶々数々の申事候間、愚身か忘却もおほかるべく候、猶御不審御尋候やうに可預心得候、恐々謹言、

二月廿四日

宗祇(花押)
花押のみ墨
 色異なるか

〔印〕

自然齋

進藤筑後〔朱〕御宿所

宗祇

(8) 国立国会図書館所蔵、三条西家旧蔵、反町茂雄「古書肆の思い出」(三)平凡社、一九八八年)一〇三頁を参照、『国立国会図書館蔵貴重書解題』九(同館、一九七八年)七四七七八頁に解説があり、宗祇書状三通の翻刻を付す。なお、史料編纂所架蔵写真帳は紙背文書全点を収める。

(9) 拙稿『実隆公記』と文書(五味文彦編『日記に中世を読む』(吉川弘文館、一九九八年)所収)はじめにおよび注1を

参照。

- (10) ほかにも、三條西実隆の書写にかかる典籍のうち、宮内庁書陵部所蔵『叙位除目執筆抄』・『叙位除目次第』・『除目部類記』あるいは京都文化博物館所蔵『魚魯愚鈔』三などの紙背文書にも宗祇書状を見出すことができる（いずれも田中リスト未収）。なお、紙背文書ではなく、まくりのかたちで三條西家に伝存したことの明らか実隆充の宗祇書状としては、三條西実義氏所蔵宗祇書状（史料編纂所架蔵台紙付写真（架蔵番号788-10627）一九三四年撮影）、田中リスト未収）がある。この書状は、切封の紐が残っていることが見て取れ、よく原状をどめておけることが知られる。なお、同所架蔵写真本『三條西家重書古文書』二中にも収める。参考のため全文を掲げておこう。

巨細あそはし被下候、忝存候、したくらの事、関東には馬はたの事を申候、なき名はかさしは誠になかさしにてあるへく存候、いさゝ小川いさゝかなる川と存置候、返く忝存候、必々以參上可申上候、此由可預御披露候、恐々謹言、

三月十六日

〔切封の八巻〕

（墨書）

種玉庵

中沢殿進之候、

宗祇

宗祇（花押）

- (11) ただし、『相良家文書』に収める相良（為統）充の二通（『大日本古文書 相良家文書』二・一〇二五号および一〇二六号）のごとく、伝来文書のなかに然るべき位置を占める場合がなかったわけではない。
- (12) ほかに近衛政家も思いつくが、その日記『後法興院閑白記』陽明文庫所蔵、史料編纂所架蔵写真帳による（の紙背文書には、宗祇書状を見出すことはできない。同記紙背文書は、政家および子息尚通の書状草案あるいは詠草が多く、来翰を料紙に用いることの少なかつた点にその一因があるのかも知れない。

- (13) 中世の北野社および松梅院については、竹内秀雄『天満宮』（吉川弘文館、一九六八年）、小泉恵子『松梅院禅能の失脚と北野社御師職』（『遙かなる中世』八号、一九八七年）、鍋田英水子『中世後期「北野社」神社組織における「一社」』（『武蔵大学人文学会雑誌』二九巻一・二号、一九九七年）などを参照。

- (14) 同記については、三浦周行『北野社記録』（同『日本史の研究』二下（岩波書店、一九三〇年）所収）、竹内秀雄「解題」（『史料編集 北野社家日記』六（統群書類従完成会、一九七三年）所載）、三浦圭一『北野社家日記について』（同『日本中世の地域と社会』「思文閣出版、一九九三年」所収、初出は一九八八年）などを参照。なお、『史料編集 北野社家日記』六巻までの人名索引として、三重大学人文学部日本中世史研究室「北野社家日記」人名索引（『三重大史学』二号、二〇〇二年）がある。

- (15) 竹内・山田校訂『史料編集 北野社家日記』に収載された引付類は、天理図書館所蔵の慶長六年正月二日記を除けば、すべて筑波大学附属図書館（竹内が校訂した当時は東京教育大学附属図書館）および北野天満宮の所蔵である。なお、早稲田大学図書館所蔵伊地知鉄男文庫には、禅子の子禅尊の手になる引付一冊が所蔵されており、岩下紀之「伊地知鉄男文庫蔵」北野松梅院引付」に見える二・三の記事について（同『連歌史の諸相』（汲古書院、一九九七年）所収、初出は一九九四年）に一部が紹介されている。

- (16) 筑波大学附属図書館所蔵（撮影時は東京教育大学文学部日本史研究室所蔵）分は『北野神社文書』、北野天満宮所蔵分は『北野社家引付』として入架されている。写真帳の冊次ごとの細目については、『東京大学史料編纂所写真帳目録』二・三（東京大学出版会、一九九六年）を参照。

- (17) 『禅子記延徳二年春四月記紙背文書』延徳二年四月十三日条裏（史料編纂所架蔵写真帳『北野神社文書』八）。

- (18) 史料編纂所架蔵本による。

- (19) 田中リスト未収。

- (20) 棚町知弥「宗祇・兼載伝小見 松梅院禅子の日記より」（中村幸彦博士還暦記念論文集刊行会編『近世文学 作家と作品』（中央公論社、一九七三年）所収）。

- (21) 阪本健一「宗淵上人と北野学堂本」（真阿宗淵上人鑽仰会編『天台学僧宗淵の研究』（西来寺、一九五八年）所収）。なお、『北野文叢』は、『北野誌』地・人（北野天満宮、一九一〇年）に所収。竹居明男編『北野誌』所収本『北野文叢』備考（『国書逸文研究』三〇号、一九九七年）も参照。

- (22) 棚町前掲「宗祇・兼載伝小見」。

- (23) 史料編纂所架蔵写真帳『北野神社文書』四六による。

- (24) 竹内前掲「解題」。

- (25) ただし、この書状の原本は、早稲田大学図書館所蔵伊地知鉄男文庫に所蔵され、『早稲田大学蔵資料影印叢書 国書篇三二 近世古文書集』（早稲田大学出版部、一九九一年）に二四九号として写真が掲載されているが、裏面に書面は存在していないようであり、本来紙背文書であった証跡を見出すことはできない。早稲田大学図書館編『伊地知鉄男文庫目録』（同館、一九九二年）、展

- 覧会図録『旅の詩人―連歌師宗祇』（箱根町立郷土資料館、二〇〇一年）も参照。
- (26) 『大日本史料』第九編之二、七三二―七三三頁。大口鯛（一八六四―一九二〇）は、周魚と号し、歌人にして古筆研究者であった。その古筆研究者としての事蹟は、古谷稔、大口周魚と月台（同、『手鑑月台』（木耳社、一九七四年）研究篇四）に詳しい。
- (27) 金子金治郎『新連歌師兼載伝考』（桜楓社、一九七七年、初版は一九六二年）二頁。
- (28) 史料編纂所架蔵台紙付写真（架蔵番号462-6111、一九二二年撮影）。
- (29) 史料編纂所架蔵影写本『北野神社文書』五（東京教育大学（現筑波大学）所蔵、一九六三年影写）六七―七二丁。『史料纂集 北野神社文書 筑波大学所蔵文書』^上に三二〇号文書として収められているが、裏紙奥ウ八書の「相園」と誤読し、文書名を松園兼載書状としており、注意が必要である。
- (30) 史料編纂所架蔵写真帳による。田中リスト未収。岩井武俊の経歴については、外山軍治「本会顧問 岩井武俊氏を悼む」（『史林』四八巻三号、一九六五年）に詳しく、中村直勝「古文書の洛味」（『中村直勝著作集』五（淡交社、一九七八年）所収、初出は一九六二年）や細谷勲資「中村本『御成敗式目』について」（大阪青山短期大学所蔵本テキストシリーズ3『御成敗式目』（同学、一九九六年）所収）にその史料蒐集の様子を窺うことができる。
- (31) 『北野社家引付』（『大日本史料』第八編之二九、三〇三―三〇七頁）、天理図書館所蔵『連歌師宗祇』^{文書目録十一}（『同前』第八編之三十三、補遺七四頁）。
- (32) 田中リスト13について、展覧会図録『連歌師宗祇―その生涯と終焉の地箱根湯本』（箱根町立郷土資料館、一九九〇年）および前掲『旅の詩人―連歌師宗祇』は、松梅院禅予充のものと考えているが、書止文言が「恐々謹言」であることからすれば、禅予充のものとは思われない。
- (33) 小野晃嗣「北野麴座に就きて」（同、『日本中世商業史の研究』（法政大学出版局、一九八九年）所収、初出は一九三三年）。網野善彦「西の京と北野社」（同、『日本中世都市の世界』（筑摩書房、一九九六年）所収、初出は一九九一年）も参照。また、清水克行「足利義持の禁酒令」（『日本歴史』六一九号、一九九九年）は、独自の視点からこの事件の背景に触れている。
- (34) さきの記録断簡の記述と小野が明らかにした経緯とが相違するのは、さきの記録断簡の記主は北野社祠官だと思われるが、その立場上、本寺である山門と西京神人との対立を意図的に無視し、閉籠という共通性で括り、山門と西京神人との連携と
- いう文脈で記述してしまったためではないかと思われる。
- (35) 『北野社家引付』ほか『大日本史料』第八編之三六、八一―一五〇頁。
- (36) 史料編纂所架蔵影写本による。竹内文平およびその蔵書管園文庫については、『桑名市史』本篇（桑名市教育委員会、一九五九年）八七四―八七五頁を参照。
- (37) 田中リスト83。
- (38) 田中リスト80。
- (39) 田中リスト未収。史料編纂所架蔵台紙付写真（架蔵番号890-11888、一九三九年撮影）。同所架蔵影写本『竹内文平氏所蔵文書』全四冊には不収。
- (40) 田中前掲「宗祇書状の伝存について」。ここで田中は、宗祇が種玉庵・見外齋・自然齋の順に号を改めたと推測し、自然齋の初見が（明応七年）二月八日付書状（『実隆公記紙背文書』）の端裏ウ八書なので、改称をそれ以前としている。おおむね首肯できる見解であるが、前註7所引陽明文庫所蔵閏十月二十七日付書状は、閏十月とあることから明応七年のものと同判せられるものの、その裏紙奥ウ八書には「見外」と記している。つまり、明応七年においては見外齋・自然齋を併用していたことが知られるのである。号の使用については、いまだ少し複雑な様相を呈していた可能性を指摘することができよう。
- (41) 田中リスト未収。『平成十三年 古典籍下見展観大入札会目録』にも掲載。
- (42) 田中リスト46。
- (43) 田中リスト未収。『第四回展観目録』（根津美術館、一九四三年）、根津美術館列品図録『美術編』（同館、一九八四年（改訂六版））、『根津美術館名品聚成』（講談社、一九八六年、のち『新青山荘清賞』（根津美術館、一九八七年）として再刊）などに載せる。
- (44) 伊地知前掲『宗祇』。
- (45) 前掲『根津美術館名品聚成』解説編、八四頁の是沢恭三の手になる解説に引載される。
- (46) 了派こと石井滋久は、読人不知衆として『新撰菟玖波集』に二句入集しており、各種の『新撰菟玖波集作者部類』（横山重・金子金治郎編『新撰菟玖波集 実隆本』（角川書店、一九七〇年）附載）にその名が見える。鶴岡本から、石井弥三郎滋久の法名が了派であったことが、大永本等から、宇治姓を称して幼名を千代菊といったことがわかる。また、伝宗鑑本によれば

- 飛鳥井家の被官であったという。さらに、明応七年塔森の渡から三條西家に納められる月別公用の「使節」に任ぜられており、永正三年までその任にあつたことが知られる（『実隆公記』明応六年五月十九日、永正三年七月二十一日条）。また、『実隆公記』天文二年正月二十五日条に「道悦・了派来」と見えており、後年に至るまで実隆との交流のあつたことがわかる。滋久と同じように、京都南郊に活動基盤を有し、貴族の家に仕えた宇治姓石井氏については、仲村研「九条家代官石井氏について」（『同中世地域史の研究』）高科書店、一九八八年）所収、初出は一九七九年）を参照。
- (47) 松岡久人編『広島大学所蔵猪熊文書』二（福武書店、一九八三年）。史料編纂所架蔵写真帳『諸状集（猪熊信男氏旧蔵）』も参照。
- (48) 田中リスト63および77。
- (49) 史料編纂所架蔵影写本『古筆写』。同前。『久我家文書』一九にも収める。
- (50) 前註7。
- (51) 史料編纂所架蔵写真帳『手鑑』、日本古典文学会編『高松宮御蔵御手鑑』（日本古典文学会、一九七九年）。書状は田中リスト50。
- (52) 史料編纂所架蔵写真帳『手筆陳』三。書状は田中リスト未収。なお、この手鑑の伝来については、『東京大学史料編纂所報』一五号（一九八一年）一一〇～一一一頁を参照。
- (53) 茶道・連歌・俳諧、古筆とは別の関心から宗祇書状を珍重した事例として興味深いのは、田中リスト57と同文を有する三條西家所蔵『從閑東宗祇之状』（展覧会図録『後陽成天皇とその時代』（霞会館、一九九五年）所載）一幅である。充所は香道志野流の祖とされる志野宗信で、宗信が文亀元年五月二十九日に張行した名香合について、越後に滞在中の宗祇に書き送った書状に対する返書であった。単に掛物として用いる宗祇書状ということであれば、三條西家には実隆充のものが多数あつたにもかかわらず、これを入手したのは、同家は香道御家流宗家でもあり、名香合について述べる内容を重視したためと考えることができよう。なお、本間洋子「香道の祖」三條西実隆についての再検討（『武蔵大学大学院人文科学研究科論集』一〇号、二〇〇一年）は、宗祇が薫物に長じ、その主導によって実隆邸における香会が催されたことが、実隆が香道の祖だという伝承につながった可能性を指摘している。
- (54) 田中リスト23（前註5参照）。史料編纂所架蔵台紙付写真『飯尾宗祇筆蹟』（架蔵番号37-4958、一九一八年撮影）に「侯爵徳川篤敬氏旧蔵」と記される。なお、『徳川侯爵家御蔵器入札目録』（大正七年（一九一八）十月、於東京美術倶楽部）には「了意極烈公箱書」、「昭和五十六年古典籍下見展観大人礼会目録」には「徳川斉昭箱書」とある。
- (55) 田中リスト19。『古文書時代鑑』上（東京帝国大学文学部史料編纂掛、一九二五年）に「〇四号飯尾宗祇自筆書状として収録され、「侯爵浅野長勲氏所蔵」と記されている。史料編纂所架蔵台紙付写真『飯尾宗祇自筆書状』（架蔵番号538-6515、一九二二年撮影）も参照。
- (56) 田中リスト43。国文学研究資料館史料館所蔵小杉榎邸自筆本『徴古雜抄』七下所載の同文の書状には、「松浦伯爵所蔵宗祇文一通」との傍書がある。なお、田中は充所を阿雲治とするが、小杉榎邸は阿曾沼と写して「アソヌマ」のふりがなを付している。
- (57) 田中リスト未収。史料編纂所架蔵台紙付写真『宗祇書状』（架蔵番号320-4858、一九一八年撮影）に「紀伊国田辺藩女藤子爵家旧蔵」と記されている。
- (58) 田中リスト未収。『茶の湯の掛物消息』（茶道資料館、一九九二年）所載の十月二十九日付書状は、その最奥部に田安德川家の蔵書印たる方形朱印「田安府芸台印」一顆が捺されてある。『徳川家所蔵品入札目録』（大正十二年四月、於東京美術倶楽部）および『白石白鷺居士遺愛品入札目録』（昭和五年（一九三〇）六月、於東京美術倶楽部）も参照。
- (59) このほか、田中リスト76も、大名家の所蔵にかかるものであった。これは、岡中惟中「一時隨筆」（『日本隨筆大成』二期二巻（吉川弘文館、一九七三年、初刊は一九二八年）所収）に「伊与の国主」つまり伊予松山藩主松平家の所蔵として引載されるものである。『思文閣墨蹟資料目録』二九六号（一九九七年）に収める充所を載せない十四日付書状がこれと同文を有するが、同日録はこの書状を阿波徳島藩主蜂須賀家の旧蔵と記している。いずれにせよ、四国の国持大名の所蔵品だったのである。